

第 7 5 号 議 案

令 和 5 年 11 月 に お け る 新 宿 区 長 等 の 給 料 の 特 例
に 関 す る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 5 年 1 0 月 1 7 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

令和 5 年 11 月における新宿区長等の給料の特例に関する条例

(給料に関する特例)

第 1 条 区長及び副区長の令和 5 年 11 月 1 日から同月 30 日までの間における給料の額は、新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例（昭和 22 年新宿区条例第 13 号）第 2 条の規定にかかわらず、区長にあつては同条第 1 号に掲げる額から当該額に 100 分の 30 を乗じて得た額を、副区長にあつては同条第 2 号に掲げる額から当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

(適用除外)

第 2 条 前条の規定は、新宿区長等の退職手当に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 1 号）第 3 条に規定する退職手当の額の算出については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長及び副区長の給料の特例措置を定める必要があるため